

掛川市条例第 33 号

掛川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

掛川市長

(別紙)

掛川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、掛川市農業委員会の委員（以下「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、24人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

(掛川市農業委員会の委員の定数等に関する条例の廃止)

2 掛川市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成17年掛川市条例第11号）は、廃止する。

(掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年掛川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会	会長	月額 44,000円
	副会長	月額 30,000円
	委員	月額 30,000円

」

を

「

農業委員会	会長	月額 44,000円
	副会長	月額 30,000円
	委員	月額 30,000円
	農地利用最適化推進委員	月額 30,000円

」

に改める。